

# 法教育推進協議会 第15回会議 議事録

日 時 平成19年7月19日(木)  
午前10時00分～午後 0時05分

場 所 法曹会館 富士の間

## 議 事

佐々木参事官 おはようございます。本日は御多用中にもかかわらず御出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただ今より第15回法教育推進協議会を開会させていただきます。

まず、法務省大臣官房司法法制部長の菊池洋一より一言御挨拶を申し上げます。

菊池司法法制部長 おはようございます。この協議会、新しい委員の皆様をお迎えして、本日第1回目の会議になりますので、開会に当たりまして事務局を代表して一言御挨拶を申し上げます。

法務省における法教育の取組は、司法制度改革審議会意見書で司法教育の重要性が指摘されたことを受けて、平成15年に法務省に法教育研究会が設置されまして、今日まで4年間の活動を重ねてまいりました。当初は法教育の概念すら必ずしも明確ではありませんでしたが、法教育研究会、そして、後身の組織に当たる法教育推進協議会の委員の皆様の御尽力によりまして、法教育は今や相当の幅と奥行きを持つものになっていると思っております。改めて皆様に御礼申し上げます。

法教育推進協議会では、今年に入りまして、まず2月に裁判員制度を題材とした教育教材を発表し、3月には法教育研究会の『はじめての法教育』を更に分かりやすいものにするための『はじめての法教育Q&A』を作成し、出版いたしました。さらに、5月にはこれまでの議論の状況と今後の方向について中間的にお取りまとめいただくなど、精力的な活動を行っていただいております。

最近では、御承知のとおり、規範意識に関する教育や憲法について議論できる資質に関する教育などをめぐる議論が活発になってきておりまして、法教育の重要性はますます高まっているというふうに考えております。

先般、土井前座長を始め、多くの委員の方々が任期満了でお引きになられました。この協議会はこれを機会にメンバーを新たに再出発いたしました。法教育をきちんとした形で我が国に根付かせるためには、これからの取組が特に重要であるというふうに考えておりますので、委員の皆様におかれましては、更なる御指導、御協力を賜ればと思っております。簡単ではございますが、冒頭一言御挨拶と御礼を申し上げます。

佐々木参事官 それでは、本日の協議会の内容に入らせていただきます。

土井座長が御退任になりましたので、現在、座長は空席となっております。そこで後ほど互選により座長を御選任いただきたいと思います。それまではとりあえず私ども事務局の方で進行させていただきたいと思っております。

申し遅れましたが、私は法務省大臣官房司法法制部の参事官をしております佐々木と申します。また、当部部付の大谷、当部司法法制課管轄係長の竹村、同じく係員の山田とともに当法教育推進協議会の事務局を担わせていただきますので、今後どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、法教育推進協議会は、5月17日をもちましていったん委員の任期が満了いたしました。その後多くの委員に変更がございましたので、改めて委員の皆様から自己紹介を賜ればと存じます。

それでは、安藤信明委員の方から自己紹介をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

安藤（信）委員 司法書士の安藤信明と申します。日本司法書士会連合会の方から派遣ということで、前任の高橋文郎委員の後任ということで、よろしくお願いいたします。

飯田委員 共同通信社会部でデスクをしております飯田と申します。よろしくお願いいたします。

磯山委員 静岡大学教育学部の磯山恭子と申します。よろしくお願いいたします。

畝本委員 司法支援センターの事務局次長をしております畝本と申します。前任の大場委員の後任になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

江口委員 筑波大学の江口と申します。4月より文科省の教科調査官を兼任という形で、ちょっとイレギュラーなんですけれども、また委員を引き受けさせていただきます。よろしくお願いいたします。

大村委員 東京大学の菅野と申します。大学では民法を担当しております。よろしくお願いいたします。

笠井委員 京都大学の笠井と申します。民事訴訟法を担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

鈴木委員 弁護士の鈴木と申します。引き続きですが、よろしくお願いいたします。

細谷委員 東京都教育庁主任指導主事の細谷と申します。前任の上原一夫主任指導主事が転出ということで、後任として参りました。どうぞよろしくお願いいたします。

山下委員 おはようございます。内閣官房司法制度改革推進室で参事官をしております山下輝年と申します。前の1年間の引き続きになりますが、またよろしくお願いいたします。

吉崎委員 最高裁判所事務総局総務局参事官をしております吉崎でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

佐々木参事官 ありがとうございます。

なお、本日は残念ながら御欠席ですが、大杉昭英岐阜大学教育学部教授にも引き続き委員をお願い申し上げます。

それでは次に、座長の選任をお願いしたいと思いますが、どなたか適任の方の御推薦はございますでしょうか。

鈴木委員 5月までの推進協議会の中で、最後の取りまとめの中で特に言われていた私法分野というのが今後の法教育推進協議会の大きな課題であると思っております。その部分で考えましても、大村先生に担っていただくのがよろしいのではないかと考えております。

佐々木参事官 ほかに御意見ございませんでしょうか。特にないようでしたら、大村委員の御推薦がありましたけれども、いかがでありますでしょうか。

（一同異議なし）

それでは、大村委員に座長をお願いすることに決定いたしました。

これから先の議事進行につきましては、座長に選任されました大村座長をお願いしたいと思います。大村座長には座長席にお移りいただきたいと存じます。

大村座長 ただいま座長を仰せつかりました大村でございます。これからいろいろとお世話になりますけれども、よろしくお願いいたします。皆様方に御協力をいただきまして、この会合を進めて成果を上げたいと思います。

本日、まず配布資料の確認というところから始めさせていただきたいと思います。それでは、事務局の方からお願いいたします。

佐々木参事官 それでは、配布資料の確認をさせていただきます。

机上にあります資料1は、5月17日付でお取りまとめいただきました「法教育推進協議会の協議の状況について」という資料でございます。

資料2は、法教育推進協議会委員の名簿でございます。新しい委員の名簿です。

資料3は、法教育推進協議会開催要領（案）と題する書面でございます。

資料4は、裁判所における法教育の取組についての資料でございます。

資料5は、日本弁護士連合会における法教育の取組についての資料、資料5-2は、弁護士・弁護士会における法教育に関する最近の活動という1枚紙の資料でございます。

資料6は、日本司法書士会連合会における法教育の取組についての資料でございます。

資料7は、私法分野における法教育についてと題する書面で、鈴木委員御提出にかかる資料でございます。

資料8は、大村委員御提出にかかる資料でございます。そのほか、参考資料を幾つかお配りしてございます。

以上が、資料の御説明でございます。

大村座長 ありがとうございます。この新しいメンバーの皆様のもとで協議会を進めるに当たりまして、今後の検討の方針につきまして認識を共有し、協議会の組織の在り方について合意をしておく必要があるのではないかと思います。

そこで、この協議会の進め方につきまして、事務局の方で御準備されている案について御説明をいただきたいと思います。

佐々木参事官 それでは、御説明させていただきます。

まず、資料3を御覧ください。

法教育推進協議会では、平成17年5月に作成された開催要領に基づいて裁判員教材作成部会と教材改訂検討部会を設置いたしまして、様々な取組を行ってまいりました。その結果、裁判員教材作成については、「裁判員制度を題材とした教育教材」という教材を完成いたしまして、また、教材の改訂につきましては、『はじめての法教育Q&A』として結実いたしまして、一応その使命を果たしたところでございます。

また、資料1を御覧いただきたいのですが、中間取りまとめでは、今後特に検討を必要とするものとしたしまして、6ページのところで私法分野における法教育が指摘されてございます。また、8ページでは、発達段階に応じた法教育の在り方についての検討も必要であるというふうに御指摘いただいております。これは、法教育研究会の時代から継続的に課題とされているものでございます。

そこで、また資料3に戻っていただきたいのですが、赤字部分で修正が入っておりますように、法教育推進協議会開催要領を改訂いたしまして、私法分野における法教育と小学校段階における法教育につきまして、これから重点的な検討をお願いしたいと考えてございます。

なお、私法分野教育検討部会と小学校教材作成部会は、いずれも私ども司法法制部が庶務を担当させていただきたいと考えております。これらの部会の構成員については、現在文部科学省の御協力のもと、検討しているところでございます。

以上でございます。

大村座長 どうもありがとうございました。

ただ今事務局から説明がございました、資料3の法教育推進協議会開催要領の改訂案についてでございますけれども、これにつきまして何か御質問や御意見はございますでしょうか。

山下委員 前回までは教材改訂検討部会が司法や私法も含めて担当し、裁判員教材作成部会が裁判員裁判を扱うということで結構区切りがはっきりしていましたが、私法分野教育と小学校教材となると、かなり重なると思います。それは単に小学生向けのものを作るということによろしいんですか。私法分野教育検討部会で検討するものを小学校バージョンにするのか、それともそれとは関係ないのか、どのようにお考えでしょうか。

佐々木参事官 基本的には小学校教材を私法分野で作れればと思っております。ただ、これまで憲法で踏まえたものも、更に利用できるものがあれば利用していくというようなことを考えてございます。ですから、ある程度重なるものと事務局では考えてございます。

大村座長 そのほかいかがでしょうか。

今御質問がありましたように、内容としては重なりますので、それぞれ独立で進めていくということであまりよくいくのか、あるいはどこか途中で連携を図るような必要があるのかといった問題があるかと思っておりますけれども。

吉崎委員 目的のところ、ウとして裁判員制度を題材とした法教育の実践等ということで、裁判員制度の問題も扱っていくということは記載されているところですが、佐々木参事官の御説明ですと、小学校教材作成部会においても基本的には私法を取り扱うということで、裁判員制度を題材としたものの取り扱いが今後どうなっていくのかというのが、部会レベルではいま一つははっきりしないというところを感じられるわけですが、その点、事務局の方でどのようなお考えなのか伺えたらと思います。

佐々木参事官 現在、課題といたしましては私法分野ということも確かなのですが、もう一つ、発達段階に応じた生涯教育という面がございますので、その関係で関連する場合に、随所で裁判員の関係、対応もにらんだものを考えなければいけないかと考えております。そういう機会もあると思いますし、また何らかの形で外部から照会があった場合には、この場で御協議いただかなければいけないこともあると思いますので、その関係でこの目的を取ってしまうということとは不適切だと考えまして、ここに載せております。ただ、私法分野と小学校教材ということをやっているときに、更にまた裁判員の教材を作るという余力は多分ないと思いますので、取りあえず実践という形で、ここで御協議を賜ればと考えましてこのような案にさせていただきました。

吉崎委員 承知しました。

大村座長 よろしいでしょうか。

部会としては残っていないけれども、ここで扱うことはあり得るというお話だったかと思えます。そのほかいかがでしょうか。

鈴木委員 重なる質問になりますけれども、小学校教材作成というのは、研究会が作った『はじめての法教育』が4つの分野を作っていたわけですが、ある程度の、例えばルールづくりだとかも、もう少し小学校段階でできるのではないかとすることが常々言われておりますし、逆に言うと、司法的なことでも小学校段階でもやるべきことがあるのではないかと、あるいは憲法だってというようなこともあって、必ずしも私法分野だけではなく、小学校の教材をどういうふうにしていったらいいのかということがあり得るのかなというふうに思っ

ているのですが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

佐々木参事官 結構です。

大村座長 ほかに御質問、あるいは御意見でも結構ですけれども、この機会にというのがございましたら、御遠慮なくどうぞ。

笠井委員 一連のやりとりについて確認しておきたいのですけれども、私法分野の方は小学校だけを念頭に置くのか、中学高校あたりも考えるのかということと、それから今おっしゃったように、小学校の方は私法だけではないということで、そこはかなり幅が広がるわけで、それらは縦と横のような関係になるように思われます。そこで、どの程度まで幅を広げることが念頭に置かれているのかということについてはどのようにお考えでしょうか。

佐々木参事官 私法分野につきましては、小学校には限らないでお考えいただければと思います。また、小学校の教材につきましては、これまでの成果と新たに検討している私法分野も逐次取り入れた形で作っていければというふうに考えていますので、ある程度重なるけれども、完全には重ならないというような感じでございます。

大村座長 今の事務局の話ですと、二つ重点があって、それぞれ広がりを持っている。それらが重なり合うところがあると、こういうイメージかと思えます。

ほかにいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、開催要領については御提案のように改めさせていただくことにいたしまして、そのほか先ほどの部会のメンバーの件がございましたけれども、人選につきましては事務局の方で検討を進めていただくことにさせていただきたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

どうもありがとうございました。

それでは次に、お集まりの関係機関における法教育の取組状況につきまして、少しお話しさせていただきたいと思います。私自身も含めまして、新たにこの協議会のメンバーになった委員も少なからずいらっしゃるわけですけれども、その中には、私がまさにそうなのですが、余り情報を持っていない、これまでの経緯について十分に通じていないという方もいらっしゃるかと思います。そこで、それぞれの機関の御事情をよく御存じの方に、5分から10分程度で状況を御報告いただきたいと思います。

まず、法律家の側からの活動についてお話を伺いたいと思います。法務省の活動状況につきまして、事務局の方から御説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

菊池司法法制部長 それではまず、私から法務省におけるこれまでの法教育に関する取組を御報告いたします。

第1は、教材の作成、出版ということでございます。冒頭にも簡単に申し上げましたが、法務省では平成15年から法教育研究会、その後、法教育推進協議会を設置いたしまして、法教育についての研究、検討を進めてまいりました。法教育研究会にお取りまとめいただいた報告書と4つの教材例につきましては、法務省のホームページで公開しておりますし、更に見やすい形で国民の皆様に参加にさせていただけるように、『はじめての法教育』として出版されております。

次に、法教育推進協議会の御議論を受けて作成していただいた裁判員制度を題材とした教育教材、これもお配りしておりますが、これもホームページで公開しておりますし、また文部科学省の御協力をいただきまして、関係者への周知も図っております。

もう一つ、同じくこの協議会で作成していただきました法教育のQ & A集、これにはDVDも付いておりますが、これも分かりやすい形で提供すべく、席上に配布しておりますとおり、『はじめての法教育Q & A』という形で出版いたしております。なお、このQ & Aの内容につきましても、近いうちに法務省のホームページに掲載する予定にしております。

2番目は、学校等における法教育の取組への協力でございます。法教育推進協議会等において作成していただいた成果物は、おかげさまで教育関係者等の注目をいただいております。法教育に取り組もうとする学校等から御連絡やお問い合わせを受けることもしばしばでございます。また、講演の依頼を受けることも増えてまいりました。私どもでは、御要望があればこちらから職員が学校にお訪ねして、法教育の趣旨などについて御説明をするといった形で御協力させていただいております。

また、平成21年5月までに実施されます裁判員制度の関係では、国民が若いうちから裁判員制度に対する理解を深めるということが大切であると思っております。そのためには、まず、教え手である先生方に裁判員制度の意義を理解していただくことが重要ですので、昨年、文部科学省、裁判所、弁護士会の御協力をいただきまして、教員に対する夏季研修を全国50カ所で開催いたしました。今年も夏の期間に限らず、各都道府県教育委員会における研修の場を利用して、昨年と同様の取組を行えるよう、関係機関にお願いしているところでございます。

3番目は、イベントの場での広報活動でございますが、法務省ではいろいろな機会を利用いたしまして、法教育を積極的にPRしております。今年の6月3日の日曜日でございますが、司法制度改革や法務行政について楽しみながら知っていただくということを目的に、赤れんがまつりというイベントを開催いたしまして、法務省の建物、赤れんがも含めまして一部を一般に開放いたしました。その際にもこの協議会で作成していただいた法教育のDVDを放映いたしました。これは実際に教材を使って、ある学校に御協力いただいて授業をやっていた様子をDVDに撮ったものでございます。また、法務省の広報紙であります「あかれんが」にも「突撃！法教育シリーズ」と銘打って、広報活動を行っております。

さらに、昨年の11月に大阪での法教育の実践例をもとに、法教育の実践について考える法教育シンポジウムというものを大阪市で開催いたしまして、多数の方々の御出席をいただきました。今年は12月ごろに、また同様の趣旨で法教育シンポジウムを開催したいというふうに考えております。まだ、今のところ、詳細は確定しておりませんが、横浜でかなり先進的な法教育の取組をしているというふうにお聞きしておりますので、これを取り上げてシンポジウムを開催できないかということを考えております。

昨年の大阪でのシンポジウムでは、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会といった関係の機関との共催で実施いたしましたが、今年も関係する皆様の御協力をいただくことができるというふうに思っております。

法務省におきましては、この協議会での御議論を中心といたしまして、今後とも法教育の普及、発展のための取り組みを積極的に進めていきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

大村座長 どうもありがとうございました。

それでは続きまして、裁判所における法教育の取組の状況につきまして、吉崎委員の方が

らお願いいたします。

吉崎委員 それでは、最高裁の方から御紹介申し上げます。資料4でございます。こちらが最高裁判所からの資料でございます。ほかの資料と並べますと一番くだけた感じの資料になっていて、最高裁のカラーと違う感じで恐縮でございますけれども、こちらをもとに御説明申し上げます。

裁判所全体としまして、法教育に取り組んでいる具体的な状況について御説明する形でかえさせていただきたいと思いますが、實際上、最高裁判所において、すべての裁判所の取組が把握できているわけではございません。網羅的な情報があるわけではありませんけれども、こちらに紹介させていただいておりますとおり、大別しますと、裁判官の講師派遣、いわゆる出前講義といったもの、模擬裁判・模擬調停といったもの、ガイド付き法廷傍聴・裁判所見学といったもの及び裁判員制度に向けての取組といった4点に分かれるものと考えております。

これらの活動はもとより、裁判所独自でやっているものもあれば、法務省あるいは検察庁あるいは各地の弁護士会と連携しているものもあるかと思っておりますけれども、今回は裁判所としての取組に絞って御説明申し上げます。

裁判所の取組に関しましては、学校等の要請があった場合には出向いていって行うなどといったこともございますし、特に出前講義や法廷傍聴については、全国の地方裁判所、家庭裁判所等のホームページで随時情報提供をしているという状況でございます。

やや具体的に御説明申し上げますと、裁判官の講師派遣、出前講義の関係でございますが、これは読んで字のごとく、裁判官が学校等に出かけて行きまして、体験談を交えた講義、講演等を行うという取組でございます。

下の枠囲みの外の部分を御覧いただきますと、工夫例としましては、これは大阪地裁の例を挙げておりますけれども、中学生や高校生を対象にして、六法や法服、場合によっては事件記録の書式などをお見せしたり、クイズを取り入れるなどの参加型の授業を行ったりしているようです。

今は大阪の取組ですが、例えば東京でありますと、裁判及び裁判所の仕組みとか、民事裁判制度であるとか、裁判官の仕事や生活であるとか、裁判官になった理由であるとか、そういったことをテーマに挙げまして説明等をさせていただいております。いわば、裁判所あるいは裁判官の実像を知ってもらいたいということが一つのコンセプトになっているというふうに御理解いただけるかと思っております。その中で裁判員制度や裁判所の仕組み等についてもお話しして、理解を深めてもらうということを目的としております。

1枚めくっていただきまして、模擬裁判・模擬調停の関係でございます。これは、基本的には児童、生徒に裁判官役や検察官、弁護士役、刑事であれば弁護人でございますが、そういった役割等を体験してもらって、それについて裁判所側が一定の解説をするというところと大げさですけども、見ながらいろいろなアドバイスあるいは協議をしていくといった種類のものでございます。

枠囲みの外にございますとおり、大阪地裁の取組としましては、刑事事件の否認事件などを題材にしまして、シナリオに従って各生徒、児童に役を演じてもらい、その上で判決については集まった児童、生徒全員に考えてもらうといった取組を行っております。

東京も同様でございますが、小学校の高学年を対象としまして、実際の法廷を使って模擬



裁判をしてもらうといった取組を行っているところです。

続きまして、ガイド付き法廷傍聴や裁判所見学といった点でございますが、裁判所に来てもらった上で法廷や調停室、少年審判廷等を見学してもらうといった見学、裁判傍聴をしてもらうといった取組でございます。

法廷傍聴のパターンで言いますと、これも大阪の取組ですが、法廷傍聴をしてもらった上で、空き法廷を利用して裁判官等が説明を行って質疑応答を行うといった形で、裁判制度に対する理解を深めてもらうという取組です。

この工夫例で「傍聴に適した事件を選定する」というのがやや分かりにくいかと思いますが、私の経験も踏まえて申し上げますと、例えば刑事であれば、いろいろと危険そうな事件は省くとか、傍聴者が多数に上る、あるいは傍聴券が交付されるといった事件は当然除くといったこと、そういう視点もございますし、なるべく1回の期日ですべての審理が見られて、かつある程度の証人尋問等も見られるような、例えば情状証人がいる事件をセレクトしたりといった形で、学生にも興味がわき、かつ実際の裁判審理というのはどのように行われていくかというプロセスがなるべくつぶさに把握できるような事件を選定しているという趣旨でございます。

更に1枚めくっていただきまして、裁判員制度に向けての取組でございます。まず、ここで御紹介しておりますのは、基本的にウェブサイトや広報グッズの配布の点でございます。裁判所ウェブサイトにおきましてはキッズコーナーを設けておりまして、クイズ形式も交えて裁判員制度についての分かりやすい説明をしております。一説によると、大人も楽しめるという話でございます。

それから、ブックレットや映画の作成でございます。映画はDVDあるいはVHS化しまして、全国の図書館、大学院、大学、高校等に配布しております。『ぼくらの裁判員物語』は、前回の法教育推進協議会でも御紹介申し上げましたとおり、アニメーションに親しんでいる中高生に向けた20分程度のアニメーションでございます。これも全国の図書館に配布済みでございます。

囲みの外のビデオとして紹介しておりますのは備考でございますが、法教育を念頭に置けるようなものとして、ビデオ等としてこれだけのものを一応揃えておりまして、各地の裁判所にお申し出いただければ、貸し出しができるというものを紹介させていただいているものでございます。

以上のような取組、非常に個別、具体的な取組を申し上げましたけれども、裁判所としまして、より多くの国民の皆さんに裁判所あるいは裁判制度について理解を深めていただきたいと思っており、その一環として当然、学生、生徒、児童の方々にもいろいろな御説明をしていきたい、今後ともそういった取組をしてまいりたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

大村座長 どうもありがとうございました。

引き続きまして、日本弁護士連合会あるいは各弁護士会における法教育の取組につきまして、鈴木委員の方から御報告をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

鈴木委員 資料5、資料5-2というのでお出ししている資料を御覧ください。

まず資料5ですが、最高裁と違いまして見にくいものが出ておりますけれども、これまでも研究会あるいは推進協議会の中で折に触れて説明してきておりますとおり、2002年7

月に法教育についてのワーキンググループを日弁連内に設置しております。この1年前の2001年に、関東弁護士会連合会が法教育についてのシンポジウムを企画するという動きが始まっております。2002年9月に日弁連のシンポジウムが大会において行われております。そして、2003年3月、ワーキンググループの方から委員会への設置が提言されまして、4月に委員会になっております。

委員会の目的としているところは、自由で公正な民主主義社会の構成員（市民）を育成・支援するための教育方策を法教育と名付けまして、その策定及び実践を行うこと、そして、学校等における法教育のための教材の研究・開発、そして、法教育に関する教育関係者等との情報交換を行うこと、その他上記目的の達成のために必要な事項を行うことということになっております。

そのような委員会の目的任務の中でこれまで活動してきているのが、(3)以下になります。特徴的なことは、一つは法務省のこの法教育研究会、推進協議会への対応がございませうけれども、我々としても、アメリカ等の法教育現場の視察を2度行っております。また、2007年の3月に、岩崎書店から小学生向けの、タイトルがちょっと紛らわしいのでありますけれども、『はじめての法教育 - みんなでくらすために必要なこと』という、図書館に置いてもらう絵本のようなものを作成しております。

それから、(4)で弁護士会・弁護士会連合会での取組ですけれども、2002年の日弁連のシンポジウム以降、ブロックの弁護士会連合会において、中部、四国、東北とそれぞれシンポジウムが開催されております。北海道、近畿はまだ開催しておりませんが、近畿も予定しております。また、北海道も考えなければいけないということを言っているところでありまして、全国での法教育の活動が弁護士会の中で行われていくということを目指しているところであります。

そして、資料5-2の方であります。これは最近どのようなことをやっているのかということの御説明ということで、簡単にまとめております。

我々の「市民のための法教育委員会」の今年度の活動の柱として、一つは日弁連として考える法教育の理念というものを少しまとめた方がいいのではないかと考えております。先ほどというか弁護士会の法教育活動も、教育現場には消費者教育を始めとして、人権教育あるいは弁護士という職業を知ってもらう職業教育とか、更に言えば、もともと広報的な活動というものも非常に多くて、学校現場との関わりは多いわけですが、そうしたものをすべてが法教育なのだろうかという問いもございまして、法教育というものをどういうふうに確定させてやっていくのかということ、少し日弁連としても考えたいというふうを考えております。

それにあわせる形ですけれども、法教育教材というものも弁護士として持っている情報あるいはツールというものを活用できないかということも考えさせていただきたいと思っております。

それから、私法分野での法教育の在り方も日弁連の中でも検討しなければということでチームを設けております。

それから、後でチラシの御説明をしますけれども、模擬裁判選手権というものを計画しております。

そしてまた、全国各地の弁護士会の取組をサポートするということが必要だというふう

思っております。その一つとして、先ほど法務省から説明がございました夏季教員研修の法教育担当講師を弁護士会の方に求められることが多く、その部分についてのサポートも対応しているところであります。

そして、8月4日の夏季セミナーと8月18日の模擬裁判選手権ですが、これは番号が付いておりませんが、今日チラシで資料が入っていると思います。一つは8月4日の夏季セミナー2007、これはこれまで3回ほど行ってきたのですけれども、夏の時期に教員の皆さんと弁護士、研究者の人たちとで法教育についていろいろな議論をしようということで行ってきております。これまでは『はじめての法教育』を素材にしたり、あるいは教育現場の御報告をいただいたりということをしておりましてけれども、今回は大阪の松原市立中央小学校で、小学校における法教育が実践されているということで、福井大学の橋本先生とお話ししまして、基調報告をしていただいた上、その実践報告をしていただくことを予定しております。あわせて、その後は小中高に分かれて実践例の報告等ができればいいかと、こういうふうに思っております。もう日が直近になっておりますけれども、御都合のつく委員の方々がいらっしゃれば、ぜひ御参加いただければと思っております。

それから、8月18日、高校生模擬裁判選手権というものを企画しております。東京と大阪、2会場で行いますが、これまでよくある模擬裁判というのは、でき上がったシナリオを読み合わせるというような形、せいぜいそれに少し手を入れるというようなものだったのですが、今回は少し乱暴ではあるんですが、ある程度簡単な記録をお渡しして、それに基づいて尋問であるとか法律構成自体を考えてもらう、こういうことをやろうということになってやっております。

出場校はそれぞれ4校になっておりますが、この4校にはそれぞれ弁護士が二、三名ずつ講師で行っておりまして、お手伝いをさせていただくことにしております。ただ、その講師たちには余りかわり過ぎるなというようなことも言っておりまして、往々にして、生徒たちは弁護士が来たのだからその人に聞けばいいと、うまく聞き出せばできちゃうなんて思っていたようだけれども、そうはしないようにということになっております。ただ、弁護士の方も聞かれると教えたがるという癖もございまして、なかなか難しいところであります。

今学校でそれぞれやってくれていると思っておりますが、18日に試合形式で行いますので、結構面白いのではないかと思います。1日ばかりになっておりますけれども、どの試合でも構いませんので、少しでもお時間があれば寄っていただければというふうに思っております。初めての試みですのでどのようになるか分かりませんが、よろしく願いいたします。

それからまた、資料5-2に戻りますけれども、各地のサマースクール、ジュニアスクールが予定されております。東京弁護士会でも25日から始まるわけですけれども、このように東京、茨城、愛知、以下大阪まで、この夏の間、子供たちを弁護士会に呼んでそこで模擬裁判をやったり、あるいは法教育的な授業を行ったり、あるいは時には弁護士事務所に昼にちょっと寄ってもらったり、このようなことで弁護士という職業あるいは法教育というものに触れてもらう企画を設けております。

このように、弁護士会もまだまだ全国ですべて同じような均一のサービスが行えているとは思いませんけれども、今いろいろな試みをチャレンジしているところですので、御理解いただければと思っております。

どうもありがとうございました。

大村座長 どうもありがとうございました。

それでは次に、日本司法書士連合会あるいは各司法書士会における法教育の取組につきまして、安藤信明委員の方から御報告をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

安藤（信）委員 資料は6の一覧表だけになります。何分、先月（6月）の司法書士会連合会の定時総会で理事になったばかりで、突然法教育推進協議会の委員に任命されたものですから、十分な準備ができていない点は御容赦願います。

まず、私どもの消費者教育あるいは法教育に対する取組の歴史を若干御説明させていただきたいと思いますが、平成11年に初等中等教育推進委員会ということで、まず連合会の方に委員会を設置しました。それが始まりです。現在は名称を法教育促進委員会と変えてこの活動を進めております。

なぜ、司法書士が法教育、消費者教育に取り組むようになったかという経緯ですが、当然、法律相談など相談相手として多重債務あるいは悪質商法、クレジットカードなどのトラブルに関して積極的に問題解決に取り組んできたのというのは、皆さん御存じのとおりだと思いますが、この中で、相談者の中でちょっとだけ法律知識があれば、あるいはこれを知っていればこうならなかったのではないかという事例がたくさんあるというのを体験的に知っておりまして、何とかしたいなという思いが会員の中にたくさんあったというのがまずあります。

特に目につくのが、若年層をねらったキャッチセールス等の悪質商法に関するトラブルが多々あったものですから、それに関して何とかならないかという思いが会員の中で結実したのが法教育につながったというふうに考えております。

当初はそういう若年層をねらったということでしたので、高校生を対象にした悪質商法などの消費者教育を重点的にやっております、当初は大阪を中心に広がっていましたが、だんだん全国各地に広がるようになったという経緯がございます。なかなか話を聞いてくれないというのはどこも一緒だと思いますので、どうしたらいいかということで、寸劇を入れたり、ビデオを見てもらったり、あるいは参加してもらったりということで工夫をしながら進めてきたという経緯がございます。

そういう中でも消費者教育という形でやってくる中で、ちょっと何か違うんじゃないかというふうに考える会あるいは会員がおりまして、そこに関して自分たちの考え方がうまく伝わっていないのではないかということで、例えば契約というものについて考えてディスカッションをしてもらい、自分たちの責任というものに関して自覚をってもらうというような形での方向に転換してきたというのが最近の傾向です。

御存じのとおり、日本司法書士会連合会は全国50の単位会の連合会でございますので、事業自体は全国の単位会、司法書士会が独自にやっているということになっておりまして、その表が資料6になっております。この当時で全国50のうち、39だと思っておりますけれども、約40の単位会、ですので80%ぐらいの単位会が実施しております、実施していないという会にはそれぞれの事情があるところと、書士会ではなくて青年会などの任意団体で行っているという状況もありますので、かなり多くのパーセンテージで行われているというふうに考えております。

当初、1年間に300校ぐらいの高校、中学が対象でしたが、17年度の統計によりまして560校ぐらいになっておりますので、年々増加しているという傾向にあります。毎年同じようにリピーター的に御依頼いただく高校と、あるいは新規に増えてくる高校ということ

で、それがだんだん蓄積されているというふうに考えております。

連合会としましても、市民公開シンポジウムを昨年と一昨年、2度にわたりまして、「生きる力となる法教育」というテーマで開催させていただいております。

それから、先月の定時総会におきましても、「市民一人一人の立場に立った法教育を実践する決議」という決議を採択いたしまして、連合会としても各単位会の活動を組織を挙げて支援していくという決議をしております。

それから最後に、法定団体ではなく任意団体の活動なのですが、青年会で全国青年司法書士協議会というのがございますが、平成17年、2年前からなのですが、全国の児童養護施設に法教育あるいは消費者教育をしたいということでお手紙を出しまして、1年間に20から30ぐらいの施設からぜひお願いしたいということによってやっております。対象は小学校の高学年から高校生ぐらいまでで、1回につき、少ないところで5人ぐらい、多ければ60人ぐらいというところもありましたけれども、そこでお金の話ももちろんしますけれども、それよりも子供としての権利というのを考えましょうということを中心に押し出して活動を続けております。

それから、同じように、青年会の方では子供だけではなくて司法過疎地域、東京の場合ですと大島とか小笠原とか島しょ地域が中心になるんですけども、そちらの方に出向いて、高校生だけではなくて一般の方を対象に相続に関する法律教室であるとか、そういうものを含めて実践しているというふうな経過もございます。

それから、これも任意団体なのですが、司法書士の中で司法書士法教育ネットワークというネットワークを立ち上げまして、司法書士だけではなくて皆さんの参加を待っているいろいろなことを議論していきたいということで、様々な活動をしているということがございます。ですので、連合会といたしましても、各単位会あるいは任意団体の活動を十分に支援していきたいというのが現在の状況でございます。

以上でございます。

大村座長 どうもありがとうございました。

ずっと法律家の方々から御説明いただきましたけれども、最後に教育界の側から文部科学省における法教育の取組につきまして、江口委員に御報告をお願いいたします。

特に、学校教育の内容につきましては、中教審における審議というのが非常に重要な意味を持つと思いますので、現在の審議状況などにつきまして可能な限りでお話しいただければと思います。

江口委員 この4月から調査官というリュックを背負って、どこまで言っていていいかというかどこまで言えるのかというのはちょっと気になっているところもあるのですが、今、大村先生からお話があったように、結局は学習指導要領が学校の教育課程あるいは学校の教育実践に対して重要な指針であるということは、先生方も御存じだと思います。学習指導要領を取り巻く状況を主に語るということで御勘弁いただいて、一律の会議、中教審及び再生会議という会議もあるそうですけれども、そこについては全然分かりません。

学習指導要領に関しては、昨年の暮れ、12月15日に成立しました教育基本法が教育の基本的な法律として動いていくということになります。この教育基本法の中で新しく書かれた文言の中に、教育の目標を明確にして、もっとしっかりしようという条項が出てきます。それが2条だと思っておりますけれども、教育の目標の2条の中に、特に法教育に関わっては、

3号の正義と責任，あるいは公共の精神というところが非常に関わってくるだろうと思っています。それから，1号に道徳心あるいは一般的には規範教育と言われている部分に関わってくるだろうと思いますので，こういうものを受けて，今後，文科省を中心にしながら教育課程状況が展開されるということになると思います。

その他義務教育，先ほど小学校の法教育に関して充実しようではないかというような提案がありましたけれども，文科省としても非常にいい提案だと思っています。個人的には，中学校の教材開発が一つの新しい時代の教育課程を先取りする形で展開されたということで，法務省にこういう形で御協力いただくと，文科省としても具体的な内容を位置付ける際に非常に役立つような教材になるだろうと思っています。そういう意味で義務教育の問題，あるいはこの中でも議論されました家庭教育の問題は今後の問題だろうと思うのですが，状況としてはこの協議会でも家庭教育に関してはもっと議論して欲しい論点だと思っています。

教育基本法の改正を受けまして，学校教育法が具体的に改正されました。学校教育法も本当にすぐに実際の教育課程に関わってきます。その中で義務教育の目標の中で新しい条文として，規範意識，公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画する態度をできるだけ育成して欲しいというのがあります。そのほかにも多分いろいろな条文があると思うのですが，こういうような形で，今後，小，中，高等学校の教育課程が動いていくだろうと思います。個人的な意見ですが，この中で法教育が果たす役割はそれなりに重要な位置を占めるだろうと思っています。

具体的に学習指導要領の改訂に関わっての教育課程部会については，実は4月までこの推進協議会の座長をされていた土井先生などがいろいろな意味で今後議論をなさるような位置にあるわけですが，まだはっきり言ってこうだというのはありません。というよりも，これまでの論点の中でこういう形が出ていましたということのをちょっと具体的な形で言わせていただきますと，法教育に関しては，平成18年2月に学習指導要領の今後の在り方をめぐっての審議経過報告というのが出ております。この中で具体的には情報，環境，法や経済などに関する教育の充実を求める，あるいは今後求められるという形で意見が出されましたので，この意見を踏まえながら教育課程が今後検討されていくだろうということです。

それから，こうした具体的な部会の動きに加えて，平成19年度中の学習指導要領の改訂を目指すということです。これは骨太の方針等にも書かれたことだろうと思いますし，19年度に文科省としては教育課程の改定を目指して学習指導要領を作り上げる予定です。この中で，ここからはちょっと個人的な意見になるかもしれませんが，できれば法教育推進協議会で，先ほどの私法の問題，小学校の教材の問題，裁判所を中心とした司法に関する教材の実践，こういうものに関してこんな教材がある，あるいはこういう考え方がある，こういう方向で議論したらどうですかというのを，この協議会でできるだけ早めに出していただくと，今年度の議論の一部に組み入れられる可能性もあるだろうと思います。

そういう意味では，4年やってみてそれなりの社会的な意味が出てきたわけですから，もっと具体的に動いていただくと，文科省としては助かるだろうという感じです。大村先生，口頭で申し訳ありませんけれども，これ以上は私としてはというか，調査官としては言えません。

以上です。

大村座長 どうもありがとうございました。

進行中のことで、様々な御事情がおりかと思いますが、現在の段階でのお話ということで伺いました。ありがとうございました。

関連の方々からそれぞれ御報告をいただきましたけれども、先ほど皆様から御了解を得ましたように、この法教育推進協議会は、今もちょっと話題になりましたが、今後は私法分野における法教育というのを一つの重点として中核とし、部会を設けて検討するというのを予定しております。ただ、私法と言いましても、いろいろなものがそこに入り得るわけで、どのような対象、どのような分野についてどのように教えることが必要なのかということにつきまして、法律家の委員の方々から御意見をいただきまして、その上で皆さんの意見交換へ移りたいと思います。

まず、仕事柄、私法というのを最も身近に取り扱ってられる弁護士の方、司法書士の方、裁判官の方に、5分から10分程度で御意見をいただければというふうに思います。

最初、弁護士の立場からということで、鈴木委員からお願いできますでしょうか。

鈴木委員 資料7になりますが、私の個人名義の「私法分野における法教育について」と題するペーパーを1枚出させていただきます。

弁護士会も先ほど日弁連の委員会の方でも私法分野の展開をどうするのかということ、チームを作って、今検討を始めたばかりのところでありまして。そこでの議論の取っかかり的に出てきているものを参考に、私個人の意見としてまとめたものであります。

私法分野の法教育が必要だというのは、法教育研究会のときから我々の方も強く言っております。教科書に民法が載っていない、何で消費者保護だけなんだというようなことを申し上げてきたわけですが、申し上げるだけで我々もなかなかうまく教材化できているとは思っておりませんし、また体系的に考えていない部分があったのではないかとということで、今回このようなペーパーを出させていただきます。

資料7の1の「私法分野の法教育の展開について」ですが、法教育においてはほかの教科でも行われていますように、実際の事例に当てはめながら上位の概念、原則的なものから下位の概念、例外に向かって体系的に学習するということが必要なのではないかと考えております。そうすることで深く理解することを期待できますし、また、教師の方々もそれに基づいての指導がしやすいのではないかと考えています。その意味で、私法の基本原則というものを押さえながら例外に展開することが大切であろうと考えております。

このことは、私法の基本原則というものが歴史的に展開してきたということにも合致するものだと考えております。封建制身分社会の崩壊あるいは産業革命、近代資本主義社会の発展といったものに基づいて、私法の原理も折に触れ、変わってきております。そうしたような歴史的な背景というものも考えていただくことによって、そもそもの我々が持っている近代の私法の基本原則というものがとらえられるのではないかと考えているところであります。

また、こう考えると、例えば政治経済であるとか、日本史であるとか世界史という歴史の科目との連動もございまして、そういった教科の先生方との連携も当然図り得るのではないかと、そうすることで子供たちの関心も高まるのではないかと考えております。

2の「私法の基本原則」として何を取り上げるのかという部分になるわけですが、これは基本的に学問上よく言われていることですが、近代法の自由・平等概念という

ものを出発点として、所有権絶対、あるいは私的自治、過失責任といったような原則がございます。こういったものを考えながら、以下の4つ、として自由で平等な市民、として所有権絶対の原則（財産権不可侵の原則）ということになりますけれども、それから、として私的自治の原則、これは契約自由の原則というものが中心になろうかと思えます。そして、として過失責任の原則、こういったものを押さえながら、この言葉を教えるのかどうかは別にして、ここにある考え方というものを発達の段階に応じてつかんでいってもらうことが必要ではないかというふうに考えています。

また、3の「授業の展開」については、まだまだこれから議論をしていかなければいけないところだとは思いますが、一つのモデルとしては、『はじめての法教育』において契約が取り上げられております。あの取り上げ方としても、基本的には契約自由ということを押さえながら、具体的には少しイレギュラーなケース、さらには消費者保護的なケースという形で展開しております。原則から例外へという持ち込み方をしているものだと思っております。こういった授業案を参考に、上記の各原則について理解されるような教材案の作成が求められるのではないかというふうに考えております。

最後になりますけれども、4の「成長段階に応じた配慮」というものも当然必要だろうと思えます。このような基本原則というものを打ち出してやっていくということになると、よく言われることですが、高校生あるいは早くて中学3年生ぐらいかなということが言われてしまいます。しかしながら、友達同士での物の貸し借りや交換というのは多分、小学校の段階、中学年ぐらいから始まっていて、そういったものを見るにつけ、実はこの子たちにこの瞬間に教えた方がいいのではないかというふうにも考えております。

それから、買い物というものも小さなものであれば、小学校時代にお使いをしたりとか、あるいは自分の文房具を買いに行くというようなことも行われております。こういった段階での契約に触れ始めているという段階をとらえて、何らか伝えることがあり得るのではないかと考えております。

また、成長に応じて関わる契約の内容というのは多様化していきます。例えば、アルバイトをするということになれば、雇用関係についての契約に嫌でも触れることになりまして、また、不法行為領域ということも被害者として触れるだけではなく、バイク通学等を始めれば高校生でも触れることにもなります。ですから、そういったことも踏まえて段階に応じて適切な教材、あるいは適切な情報をきちんと伝えていくということを考えるべきであろうというふうに考えています。

今日は基本的な考え方をお話してくださいというふうに言われたところ、まだまだ取っかかりの御意見しか申し上げられませんが、こういった点を踏まえて御議論いただければと思っておりますし、また弁護士会の方でもそれと同じような形で議論していきたいと思っておりますので、御協力させていただければと思えます。

以上です。

大村座長 どうもありがとうございました。

それでは次に、司法書士としてのお立場から安藤信明委員の御意見をお願いいたします。

安藤（信）委員 何もペーパーがなくて申し訳ありません。私どもはまだ組織ができて新年度になってから会議が行われておりませんので、会としての意見ではなく、私の個人的な意見としてお聞きいただければというふうに思います。これまでの議論、私も十分に理解してお



りませんので、若干適当でない部分もあるかもしれませんが、御勘弁ください。

まず、司法制度改革の流れの中で、ADRというものが一つ注目されております。ADRの拡充が叫ばれておりまして、私ども日本司法書士会連合会でも全国50の司法書士会に調停センターというものを設置するという準備を進めておりまして、既に設置しているというところもございます。

ADRの中の特徴というのは、裁判とは違って、紛争当事者が自立的に紛争に向き合って解決していくという仕組みができるというのが一つの特徴だというふうに言われております。その点に注目して、私ども司法書士会の方でもそれを積極的に利用していきたいということで、自主交渉援助型、メディエーションとか言われますが、そういうものの仕組みを作って紛争解決に役立てていきたいというふうに考えています。第三者に紛争解決を委ねるのではなくて、当事者が自ら紛争と向き合って、相手方と話し合いをしながらお互いに紛争解決に向けて努力をしていくという姿勢がとても意味があることではないかというふうに考えているので、そういう活動をしております。

また、自分の考えと違う、異なる意見を持つ人間の意見を聞くというのはなかなか難しいというのがありますが、それをちゃんと聞けるということによって他人を尊重する、人間を尊重するということにつながるといふふうに考えておりまして、それが民主主義の原点ではないかという考え方もありますので、他人の尊重、当然自分も主張をするけれども相手の主張を聞くという心を持ちましょうということに重点を置いてその活動をしております。と言っても、大人になった人間にそれを言ってもなかなか聞き入れられないという状況があります。ですので、できれば子供のうちから自分のことは主張する、けれども相手の主張も聞くという経験を積んで、その価値を十分に理解していくということが必要なのではないかというふうに考えております。

子供の社会的問題もございまして、実はそれもコミュニケーションの問題がかなり大きいのではないかという説もたくさんございまして。うまく自分の思いが伝えられないので暴力的な行為に出たり、あるいは大きな声を上げてしまうというようなことがあるのではないかということも指摘されております。確かに私たちも個人的に、気に入らないことがあってうまく言えないと大きな声でごまかすということはありますが、それに近いことがあるのではないかというふうに思います。

本当は紛争がないのが一番いいと思いますが、人間が生きていく上で紛争を避けて通ることはまずできないというふうに思いますので、やみくもに紛争を避けるのではなくて、紛争があっても立ち向かえる考え方、気持ちの持ち方というのを子供のうちから感じて欲しいというふうに思っています。

中には、高校によっては、幾つかの高校では生徒が生徒の紛争の仲介役をする、解決役をするという仕組みを取り入れていて、荒れていた学校が荒れなくなったという報告も聞いておりますので、そういう部分で仲間が仲間の紛争に立ち入って話を聞いて、紛争を解決していくという仕組みも、一つ注目してもいいのではないかというふうに思っております。

何か罰則を科すべき行為があったならば、それに関して自分たちで罰則を決めていくということで、ルールを守る、あるいは罰則を決めるということの意味が理解できるのではないかなというふうに思っておりまして、その辺も自分たちの自律、自主あるいは自治というものに関して体験的に学ぶいい機会ではないかと思っております。

その辺、裁判員制度にも実はつながる部分があるのではないかというふうに思っております。裁判員になっても、なかなかコミュニケーションができないと意味がないというところがございますので、その辺も含めて、コミュニケーションというか自分の考えを主張し、相手の考えも聞くというふうな教育ができればいいのではないのかなというふうに思っております。

以上です。

大村座長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、裁判官のお立場から吉崎委員にお願いしたいと思っております。

吉崎委員 裁判官の立場からというふうに御紹介いただいたのですが、かといって裁判官だからこそ言えるという話もそれもまたそれで限度があるということもありますし、最高裁の係官として言えるということも特に具体的に今、御提示できるものでもないもので、本当にごく個人的なイメージだけのお話をさせていただくということで御容赦いただけたらと思っております。

私自身も民事の裁判を担当したことがあるわけですが、そういったときに特に紛争になる事件、私どもは当然、紛争になって訴訟外で解決できないものを扱うということが基本ですので、そういった場面に立ち会いますと、率直に言うと何でこんな基本的な証拠がないのだろうという場面に直面する場合があります。基本的な証拠というのは、例えば契約絡みの事件であれば、基本となる契約書がない、帳簿が出てこないといったことなどです。そういったことに直面したときに、それを裏返して申し上げますと、私どもが国として目指しています迅速かつ充実した民事訴訟、民事裁判の審理のもとでは、言葉を選ばずに申し上げれば、一つの阻害要因になっていると言ってもいいと思っております。基本的な証拠書類がないのだから、あとは人の記憶だけということになります。当然証言が対立するわけですが、その中でどっちが信用できるかという、事と次第によればアクロバティックな判断が求められるということもあるわけです。

さりとて、何でもかんでも証拠書類を作っていくというのが社会のありようとして正しいのかというのが、日本の社会の慣行あるいは取引慣行との関係で非常に難しい論点ではあるかと思っております。ただ、例えば、継続的な契約関係にある場合で、うまくいっているときは非常に仲良くいっている、でも、いつか破綻するかもしれない。離婚訴訟なんてそうなんでしょうけれども、私が扱ったことがある労働事件などというのも、使用者と労働者が当初は非常に蜜月の関係にあるわけですが、そのうちに解雇とかという話になってくると、いきなり仲たがいで、離婚の男女と似たような状況になっていくんですね。将来紛争になって、訴訟になることまで見越して証拠書類を作っていくという社会がいいのかどうかは私も全然分かりませんが、予防司法ということも踏まえて考えた場合に、そういったことも今後日本の社会としてはいろいろ考えていかなければいけない論点なのかなという気もしております。

ここから法教育の話にどう結びつけていくかということなんですが、そういう意味で私法がどういうふうに働いていくかということの一つのあらわれとしては、紛争解決手段であり、訴訟の場においては実体法として働いていくということがあるわけです。ただ、ここで民事訴訟法の話になっていくのですが、こういう事実認定を経た上で法適用があるのだという訴訟の仕組みの中で、証拠の意味というものを子供たちに少しでも理解してもらうということ

は、無駄ではないというふうに思っています。それは、ひいては訴訟というある意味不幸な事態に結びつかず、深刻化する前に解決が図られるということにもつながる、そういった観点もこれからの私法関係における法教育の一つの視点として溶け込ませていけたらいいのではないかというふうに個人的には考えているところです。

それからもう1点は、今、主として契約法関係のことを申し上げましたけれども、先般取りまとめたいただいたペーパーにもありますとおり、あるいは今、鈴木委員の方からも御紹介がありましたように、恐らく所有権絶対の原則、いわゆる物権法、過失責任、もっと言うと不法行為法、そういった分野についての取組というのも、案外子供たちには分かりやすいところなのかもしれないという気がしております。

友達同士で契約を結ぶということがあるかということ、すぐくまじめに考えれば、消しゴムの貸し借りなどでも契約なのかもしれないのですけれども、どちらかということ物権的な関係、すなわち、所有とか、人を叩いたらどうなるかという不法行為的なものということが、どちらかということ身近なのではないかという気もしております。

私法教育のアプローチの仕方を申し上げているだけで、契約法の解説あるいは教育は無駄だということを申し上げているわけではないのですが、どちらが理解を得やすいのか、教材を仮に作るとすれば、どちらをスタートラインにして理解を促していくのがいいのかということも、今後の検討課題として一つあるのではないかという気がしております。

今後の私法教育に関して、恐らくこの推進協議会あるいは部会を発信源としてどんどん発展させていくということになるかと思えます。これは、これまでの研究会や現在の推進協議会での実績も踏まえれば自明だと思えます。その意味で、一委員として、その発展に少しでも寄与できるようにしていきたいと思っております。

雑駁ではございますが、以上でございます。

大村座長 どうもありがとうございました。

今、吉崎委員から裁判官としてのお立場あるいは個人としてのお立場からということで御発言がございましたけれども、笠井委員は裁判官としての御経験もお持ちということで、笠井委員には、裁判官としての御経験プラス民事法の研究者としてのお立場から御意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

笠井委員 私も特に資料は用意しておりません。私は、民事訴訟法という訴訟法、訴訟だけではなくて手続法一般が対象分野であるわけですが、その研究と教育をしておりますので、どうしても考えたことが実務家の先生方と重なるところがあります。特に手続の関係では、安藤（信）委員や吉崎委員がおっしゃったことというのは、全くそのとおりであると思っております。その中身についてもう少し私なりに、同じことになるかもしれませんが、お話ししたいと思っております。また、実体法の関係といえますか、所有とか不法行為とかということにつきましても、5月17日の取りまとめのペーパーに書いてあること、あるいは先ほど鈴木委員がおっしゃったことなどもそのとおりだと思っております。そういった方向で進めていくということについて賛成でございます。

手続法的なことについて申しますと、まず民事裁判、訴訟というものの基本的な仕組みというのは学校で教えていただければというふうに思うわけです。この辺も発達段階に応じて、小中高いろいろな教え方があると思えますけれども、テレビなどでも最近裁判のニュースなどが結構出ますし、刑事の裁判だけではなくて民事もあるということは、恐らくある程度は

子供たちも分かっていると思いますので、先ほど吉崎委員もおっしゃったように、民事訴訟の基本的な仕組みのようなものというのは、学ぶ機会があってもよいのだらうと思います。それとの関係では、そこで働く法律家の方々というのはどういう人たちなのかといったようなことも加味することが考えられるかと思えます。

このあたりから少し学者的なことを言わせていただきますと、民事裁判の基本的な仕組みとの関係で、我々がよく言う「手続保障」という言葉があるわけです。まず、当事者には十分に主張をして証拠を出す機会が与えられていなければならない。そして、そうであるから、意に沿わない判決になったとしても、当事者は納得しなければいけないといったことです。そういった基本的な、しかし、大変重要なところについても教育をする上では意を用いるべきであろうと思うわけでありませぬ。

もちろん、そこでは先ほどADRに関して安藤（信）委員がおっしゃったように、自分の言うことも言えば、相手の言うこともきちんと聞くということがあるわけでありまして、中立に入る裁判官であるとか、あるいはADRであると、調停委員や仲裁者というのがそういった機会をきちんと保障することが大事なのだといったことが、これは割と身近な紛争の解決からも理解してもらえますと思えますので、そういったことが盛り込まれればというふうに思うわけでありませぬ。

これも吉崎委員がおっしゃったわけですがけれども、それとの関係で証拠を残すことというのは大事だらうと常々考えております。何でも書面を作るのがいいのかということ、それはまた、ぎすぎすしますので難しいところなのですがけれども、別に子供同士で何か貸し借りで書面を作れというような話をするわけではなくて、大人になってからお金のやりとりとかがあると、きちんと紙に残しておくとか、そういったことというのは、子供のころから大事だと教えておいていいのではないかと考えております。ここは日本の社会では、と言うとややステレオタイプかもしれませんが、どうしてもななあで済まそうとして余りそういうことをやると関係が壊れるとかの考え方がありまして、相手を信頼をしたので書面がありませんというようなことが裁判の中でもあるわけです。けれども、そういう状況を教育でもそのまま受け入れるのがよいかということ、そうであるとは思えませぬ。やはりお金を払う、あるいはきちんとした約束が何かあるということであれば、書面を残すといった癖をつけましょうというような教育はしてもよいのではないかと考えております。

それから、裁判との関係では、どうしても法律というものが前面に出てくるわけですがけれども、判例というものも大事だということも教えてよいのではないかと思えます。判例というのが何かというのは、今はテレビのニュースでも裁判官が前に映って、こういう判決が出ましたという場面が映されます。特に最高裁の判決などですと、ニュースの中でも今後いろいろなと影響することと思われませぬというようなコメントが加わるわけでありまして、判例というものも、法律と全く同じではありませんけれども、それに近いような意味で一般的な影響があり、その事件の当事者だけではなくて、自分たちの生活にもそういったものが関わってくるのだといったことも知っていただく機会があればというふうに思えます。

実は、『はじめての法教育Q & A』に付いているDVDを拝見してしましてびっくりした、というか感心したのですが、不法行為の交通事故で過失割合についての具体的な数字の話が出てきていました。厳密な意味で判例と言うかどうかは別にして、過失割合というのは裁判例の積み重ねによってできてきた一種の相場というか基準でありまして、他人の事件につい

て決められてきたことが、もし自分たちの身の回りに起こったときにも影響するのだということが分かれば、テレビで裁判のことを聞くときの意識も変わるのではないかという気がしております。そういったことを通じて生徒の皆さんに裁判というものを身近に感じていただく機会が持てるのではないかと思うわけであります。

それから、先ほどお話にありましたように、ADR、裁判以外の紛争解決手段がいろいろとあるのだということも大事だと思われまして、もし将来大人になって紛争に巻き込まれた場合、あるいは未成年のうちでも紛争に巻き込まれる可能性はあるわけですが、どういったところに行けば自分たちの権利が守られるのかといったことも基本的な知識として教えていくべきではないかと思えます。裁判所にも調停がありますし、これからいろいろなADRの機関などもできてくるだろうと思えますし、既に消費者教育の中でもありますけれども、消費生活センターなどの話が出てきています。そして当然ながら、入り口のところで法テラスというものが果たす役割といったことというのも、これからの社会においてはきちんと生徒たちに知識として入れておくべきではないかと思えます。

そういったことで、いろいろな基本的な知識を前提に、それらの制度とかあるいは法律家の方々の役割といったようなものを自分たちで考えて法律あるいは裁判を含めた紛争解決制度を身近なものと感じていただく機会を法教育の中で図ることができればと思っております。また、その中では、紛争の解決というものが公正な手続、きちんとした手続をもってされるということが当事者の納得につながるのだということを、当事者としての立場に立った場合や、さらに、仮に紛争を解決する立場に立った場合のことも考えて、子供たちに教えるということができればというようなことを考えております。

以上でございます。

大村座長 どうもありがとうございました。

最後に、私からも民法の研究者の一人といたしまして若干意見を述べさせていただきたいと存じます。

事務局の方から何か資料があればということでしたので、資料8として、自己紹介も兼ねて私が何年か前に出しました本の目次と今校正中の本の目次をお配りしております。それに関連する形で若干の意見を申し上げますが、その前に一言、別のお話をさせていただきます。

先ほど来、関係機関の取組についての報告がそれぞれの方からございました。私は今、機関としては法科大学院に所属しております、東京大学の法科大学院で教えております。私のところの法科大学院の学生たちが出張教室というのを企画しております、既に3年目になったようですけれども、自分の出身校などを中心に何人かで出かけて行って、高校生を相手に授業をするという取組をしているようでございます。学生たちが自主的にやっていることとございまして、私はたまにリハーサルをのぞかせてもらったり、あるいは実際に学校について行って見学させてもらったりしております。

いろいろな学校に行きますけれども、時には学生の側が立ち往生して困り果てるというようなこともあります。あるいは反応が乏しくて困るということもあるのですけれども、いずれにしても学生たちにとっても非常に良い自己学習の機会になっているようです。弁護士の先生方は皆さん、クライアントを相手にされて最初のうちは戸惑われることも多いと思いますが、法科大学院の学生も社会に出て行って、自己教育の糧にするとともに法教育の一翼を担うことが、もっとあっていいのではないかと思います。他の法科大学院でもそうした試み

はあると思いますけれども、そうした試みを集約して現状を明らかにすることが望ましいのではないかと考えております。

戦前、1920年代に、日本で法律学全集が始められたときには、「法科大学を市民へ」というのがキャッチフレーズとされておりましたが、それをもじって言いますと、「法科大学院を市民へ」ということで、法科大学院を単なる法曹養成機関ではなくて、法学習、法教育、法普及の担い手として考えていくことも必要なのではないかと考えております。

次に、法教育の内容について、私の思っていることを申し上げたいと思います。

一つは、今回は、私法を中心にと事前に伺っておりました。私法ということで考えるときには、先ほど来お話がありますように、契約とか不法行為とか財産・所有権というのが中心になってくるわけですが、そういうものをすべて含みまして、私法の「私」というのを中心に置いて、そこから子供たちの世界を広げていくようなアプローチが必要なのではないかと考えております。

この協議会ではこれまで憲法の関係のこともやっていらしたと思いますが、「私」の世界を「公共」の世界と対置するのではなくて、「私」の世界がやがて「公共」の世界に広がっていくというイメージを形成する、そう考えていったらいかがかと思っております。

そのときに具体的にどう考えるのかということなのですが、もちろん市場との関係、契約というのは非常に重要なことだろうと思っております。契約あるいは消費者教育について社会的な需要が大きいというのもそうなのだろうと思っております。先ほど吉崎委員から御指摘があったかと思っておりますが、年齢にもよりますけれども、子供たちにとって、契約というのは割合遠いことかもしれないという事情もあります。遠いがゆえによく知ってもらわないと困るという面もあるのですけれども、自分に一番近いところ、これは鈴木委員がおっしゃったように、自由とか平等とか人格とかということの中核に置いてスタートして、その周りに自分の所有権あるいは自分の責任というものがある。あるいは、自分を支える家族があって、外の世界に出ていくと契約の世界もあるし、他の人と団体を作って何かするという世界もある。そんな広がりを持った形で、私法の世界というのを考えると良いと思っております。

お配りしました資料にある『市民社会と<私>と法』という仮題の本ですけれども、当初は『市民社会と私法』というので書いて欲しいという御要望だったのですが、「と」を一つ入れて、『市民社会と<私>と法』ということにしまして、今お話ししたような形で教材を組んだらどうなるのかということで準備をしております。一つの考え方として御参考に供する次第です。

二つ目は、法というのが、でき合いのもので外部から与えられるものではないということです。私たちの生活感覚、先ほど子供の間でも物を貸したり借りたりとか、あるいは自分の物だとか、だれちゃんが悪いとかというようなことが出てくるというお話がありましたけれども、そうした日常生活とつながる形で自分たちが共感できる自分たちのルールであるという捉え方ができるようにすることが必要だろうと思っております。ルールはもし必要ならば変えていけると、自分たちが望む方向に変えていけるということを含んだ形で教材が編成できると良いのではないかと考えております。

それから三つ目は、小学生が今回対象になるということですが、もちろん分かりやすい題材を選ぶというのは、皆さん共通の認識だろうと思っております。

それとともに、先ほど江口委員から家庭教育という話が出ていましたが、年齢の低いお子

さんの場合には、家庭や学校あるいはメディアの影響が非常に大きいのではないかと思います。笠井委員がおっしゃったように、さまざまな形で法に関わるような報道をされておりまして、一見すると法に関わらないものであっても、子供たちの法意識に影響を及ぼすようなテレビ番組ですとか、その他漫画ですとか絵本ですとかゲームですとか、様々なものがあると思います。そうしたものの役割、機能にも注意を向けることが必要なのではないかと思います。

特に、子供の規範に影響を与える人々、親や学校の先生、そういう人たちの法教育とか法学習ということも視野に入れて考えることが必要なのではないかと感じております。

差し当たり、以上でございます。

さて、主として法律家の方々から御意見をいただいておりますけれども、ここでフリーな意見交換に移らせていただきたいと思います。様々な取組について、あるいは私法分野における法教育ということについてお話があったわけですが、それに限らない形で自由に御意見をいただければと思います。法律家の先生方もそうですが、そうでない方々、今まで発言の機会がなかった方々も御自由に御意見をいただければと思います。

どなたからでもどうぞ。

飯田委員 大変感心して各皆様の取組を伺っておりました。特に、鈴木委員が私法の基本原則というところで、出発点を自由で平等な市民というところからスタートするのだというふうにおっしゃったところが大変心強く思いました。規範意識とか道徳心とか言うと、何かルールに従順な健全育成系のモードに入っていくと嫌だなど、かねがね思っていたものですから、スタートはここなんだよというところで押さえていただいているのが何より心強く思いました。

感想にすぎませんが、一点懸念は、私には中学生の息子がおりまして、生活を見ておきますと、前の2年の任期の間にいろいろな識者の先生方の話を伺う中で最も印象深かったことですが、「中学生は非常に封建的な社会の中で校則にがんじがらめに生きている。前髪の長さから靴下の色から髪の色から、全く理由のない校則によって完全に縛られている中で生きている。さらにそういった校則も、はっきり言うと、偏差値の高い学校は非常に自由だけれども、偏差値のそうでない学校などはなおさら厳しいというような身分社会まである。」ということで、うちもそうかもしれないけれども、学校は封建的だし、うちに帰ったらお母さん怖いみたいな感じで、本人が自由で平等な市民という感覚を持つ暇がないという感じです。8割くらいそういう圧迫を受けている中で、こういうことが大事なんだよといっても、中学生にとっては何か絵空事みたいな感じがしたらいけないんじゃないかなと思います。

大村座長の先ほどのお話でも、ルールは変えられるものだということで私法分野の勉強をしていったらいいということだったんですけども、なかなか変えられない状況に彼らは生きているというふうに思っております。そこら辺の折り合いを、特に学校の先生とお話をなさるときに、ダブルスタンダードみたいな生活にならないような何か工夫を、と言って校則廃止というのも難しいかもしれないんですけども、自分たちの生活とここで学ぶことが乖離しないような何かの工夫を混ぜていただければいいのではないかとというふうに思っております。

感想にすぎませんが、以上です。

大村座長 非常に難しい問題が提起されたと思います。校則というのは、実は子供たちにとっては非常に身近な問題だと思いますので、それをどう考えるかというのは本当は避けて通れない問題なのだろうと思います。

ちょっと余計なことを申しますと、先ほど、私は、ロースクールの学生たちが高校に出向いて授業をやっているという話をしましたけれども、校則をとりあげられるのはどうも学校の先生方もお嫌なようで、なかなかこれを話題にするのは難しいということも聞きます。これもただ、地域差などもあって、どこかのどういう学校に行ったのかにもよるようですから一般化はできません。飯田委員の御発言は重要な問題提起として承っておきたいと思います。ほかにいかがでしょう。あるいは関連して御意見はございませんか。

鈴木委員 私も法教育の話を学校の先生とすると、校則に触れられるんじゃないかということ非常に強く懸念されて、そのときに私たちが話すことですけれども、必要な校則は必要だということを、先生方はむしろもっと積極的におっしゃればいい。逆に言うと、不要だと子供たちが思っているようなものについてこそ必要性を説かなければいけないだろうと思います。それについて、逆に我々弁護士も、必要があればサポートしますと言っています。逆に子供たちの側にも立つしということで、なぜ議論を避けるのかというようなことこそ本当は大事なのかなと思います。

こういう法教育が学校の現場に入って行く中で、先生たち自身からその目で校則を見直してもらおうという機会になればいいなというふうには思っているのですけれども、なかなか難しいというところは、私も同じように思っております。

大村座長 山下委員，どうぞ。

山下委員 今回の校則の点ではおっしゃるとおりでありまして、先ほどの家庭教育の流れでいくと、それは教える先生の意識もある程度変わらなきゃいけないというところがあるのだと思います。その話を聞くと、いつも思い出すことがあります。それは、昔、80年前ですけれども、末弘徹太郎さんという人が書いた『嘘の効用』のことです。法律で嘘の効用を述べた後に、何気なく家庭教育でしつけが厳しければ厳しいほど、嘘がはびこるという内容が簡単な文章で書かれておりまして非常に参考になります。

それから、先ほど法律家の方々が話した中でちょっと気になったことがあります。私は、アジアの司法関係者に対していろいろ教える機会があったのですが、法律を話していくと、必ず違反したときの罰則の話、最終的に刑事にいつてしまうというところがありまして、これがアジア、日本も同じだと思います。罰則にいく前に契約を守らないことによる不利益がそもそも罰みたいなので、責任を全うせずに信用を失うことも罰のようなものであると述べたりしたわけです。そういう根本的な法の意識を植え付ける方向に持っていった方がいいのではないかと思います。

最近はなくなっただけかもしれませんが、昔、私たちの官舎では草取りというのが毎月ありまして、出てこないで罰金3,000円とかいうことがありました。3,000円ぐらいだと、「はい、払って出ません。」という開き直りもできるので、刑罰の効果も限界があり、刑罰はできるだけ最終手段だという方向に持って行っていただきたいと思います。

それからもう一点なのですが、契約と法律ってまるで違うみたいですが、昔読んだ『法の精神』という本の訳の方針のところには、契約も法律も語源をたどっていけば、フランス語の「loi」となって、結局みんなの合意だと分かりました。議会における合意が



法律になるし、当事者間の合意が契約になる。そうすると、結局合意をどうやって守るか、どうやって拘束力ができるか、結構難しい話になっていくので、そういうことを簡単に書いてあるような何か法制史的なものも参考になるのではないかと思います。

以上です。

大村座長 どうもありがとうございました。

はい、どうぞ。

細谷委員 恐らく今このメンバーの中で校則に一番身近にいるのは、教育委員会の私なのでしょうけれども、私自身も中学校の教員を12年ほどやっていまして、3つの中学校に行きましたけれども、それこそ校則が全くない学校も経験したことがありますし、本当にがんじがらめの校則で子供を指導した学校にいたこともありますし、学校が荒れに荒れて、校則をどんどん作っていた学校にもいたという経験の持ち主でもあります。いずれにしても、例えば、校則のない学校にいたときは、子供たちは本当に自由にやりますけれども、同時に子供たちに責任の重さというんですか、自由にやってもいいのだけれども、そのときに自分の取る責任の重さというのも、その当時の学校の先生が徹底して教えておりましたし、先ほども座長がおっしゃっていたように、地区によってもそういう学校にばかりできないという事情もあると思います。

いずれにしても、授業の中でルールの大切さというのを教える場面というのはあるのですが、この推進協議会のお話があったときに、説明に来られた事務局の方にも申し上げたように、学校現場の者からすると、例えばかつての消費者教育や現在よく言われます環境教育という、何とか教育を教えて欲しいという依頼は学校現場によく来るんです。これは絶対重要でその方面の方々が来るんですけれども、並べると学習指導要領に書いていないというか、そういったものがどんどん学校の方に今来てしまって、ただでさえ土日が休みですから、学校現場がアップアップしているというのが現状です。

今回また法教育かなんて思っていたのですけれども、恐らくこれまでの経過を拝見し、あるいはお聞きして、大分整理をされてきているということで、今、法教育も大事だと私自身も感じているところです。

一つ、私の方で懸念しているのが、『はじめての法教育Q & A』などを見ても、ほとんど中学校の社会科の中での教材例なのですけれども、このほかにも現在の指導要領の中でも、道徳あるいは特別活動あるいは総合的学習の時間の中に、こういった法教育の部分に触れているところがたくさんあります。現在、新しい指導要領の改訂作業が急速に進んでいますけれども、その前に現行の指導要領の中で今やろうとしている法教育の中身について、指導要領ではどこでどういうふうに述べられているのか、ちょっと整理をする必要があるのかなと思っております。これ自身、私もやりたいなと思っていたものですから、次回あたりまでにそういった資料を作って、一つの叩き台と言いましょうか、参考資料ということで持って来ようかと思っています。

いずれにしても、学校現場から考えると、整理したものがないとできない。そして、恐らく学習指導要領というのは、そういうものを整理してそれぞれの教科や領域に位置付けて告示がされるわけですけれども、皆さんは逆に教育と余り関係ない方々でするので、学習指導要領というのはこういうふうに全体的には書かれているんですよというのを理解していただくためにも、そういうことも必要なのかなと、今ちょっと思いました。

以上です。

大村座長 どうぞ。

江口委員 今日は小学校の教科調査官である安野先生もお見えになっておりまして、法教育を教育課程の中でどう扱ったらいいかというのは、多分文科省の中でも重要な論点の一つだと思っています。

飯田委員の議論に関連していくと、私も法教育を始めるときには、道徳と学校の校則をどう折り合いをつけることは結構悩みました。私も一応研究者で、余りいいかげんなことはできないものですから、法及び私法に関する教育の中でどのように考えるかというのは、そのときに私、今の議論に引きつけると、先ほど大村座長が言った規範や公共の精神に影響を与える人々にダイレクトに教えないで、その次を担う子供たちに教えてあげた方が早いかもしれないと思っています。要するに、本当にこの社会を公正な社会にするためには、その次を担う世代が本当に思ってくれれば、自ずと変わっていくはずと思っています。そうすると校則も変わるだろうし、校則の価値も変わってくるだろうと思っています。

私も飯田委員に負けないぐらいやんちゃな子供がいるので、大変なことは分かっていますけれども、そこに期待して教育という行為に目を向けていくことを通じて教材を広げていけば、いつの日か子供が自分で変えて、お母さんがおかしいよというようなことを言ってくれるんじゃないかと、そんなことを思っておりますので、そこから入って行って欲しいなと思います。

それから、学校現場では、個別具体的な、これが悪いとかあれが悪いとか、ちょっと論争的になり過ぎる教材は、ちょっと二の足を踏むだろうと思います。現実問題としてできるだけその辺りは配慮しながら作っていくというのが、私は法教育を育てていく一つの方法だと思っています。

大村座長 どうもありがとうございます。

細谷委員の先ほどの御提案、学校教育のそれぞれの箇所、どんな形で法教育が絡むことになるのかというのを、ぜひ資料を出していただくとありがたいと思います。

私は、以前に高校の教科書を集めて、私たちの専門の領域に関わるようなことがどこで教えられているのか、「民法」という言葉はどこかで出てくるのかといった事を調べたことがあります。歴史の教科書とか、あるいは公民とか倫理社会とか、それから家庭科の関係でも出てくるかと思えますけれども、法教育はいろいろな科目にまたがる形で関連してくると思えますので、ぜひその辺の整理をしておく方がよいと思います。

江口委員がおっしゃったように、どのくらいの具体性を持った教材を作るのかというのはなかなか難しいところがあるのだらうと思います。個々の問題に即してということになりますと、いろいろ難しいことも出てくるとは思えますけれども、他方リアリティーがないと、これはまた教材として実効性がないということもありますので、その辺の折り合いをつけていくということ、これは現場の先生方がお感じになっていることだらうと思えますけれども、そういうことになるのではと思います。

ほかに御発言いかがでしょうか。

磯山委員 私は主として小学校の教員養成に関わっています。今まで校則という観点についてお話を聞いていて、学校の中では校則はすごく重要な問題だと思います。実際、自分が教員養成として学生を育てている立場から考えると、具体的に法教育と関わらせながら小学校教

師が考えていくこととして、次のような例を挙げることができます。例えば、昨日もちょうど学生とそのような話をしていたのですが、子供たちが自分のものも相手のものも大切にしないということに対してどういうふうに指導していくのかとか、どうやって小学校3年生の席替えをしていくのかとか、保護者対応の中で、子供が秘密を守りたいと思っていることと保護者に伝えるべきこととの間でプライバシーの保護をどう考えていくのかということです。実は、そういう観点を考えられるような教師を育てていくということも、法教育の手がかりとしては重要ではないかというふうに考えています。

私は社会科が専門ですけれども、これらのことの両軸としても、小学校では、社会科はやはりとても大切だと思っています。小学校の社会科を教えていく中では、人と人との関係を調整していくということが法の考え方の基本であって、それが社会の仕組みとか働きといかに関係があるかということ伝えていくということが求められます。小学校教師として、そういう理解を促進していくことが、今後ますます求められるのだらうと考えています。これら2つの視点があって初めて小学校教師となり得るのだらうというふうに思っています。

大村座長 非常に興味深い御意見で、例えば、プライバシーというのは本当に、今は小さいお子さんも結構関心を持っているように思います。先ほど不法行為の加害者になることもあるというお話がどなたからかありましたけれども、かなり小さいうちからコンピューターを使うようになって、ネット上でさまざまな形で被害者にもなるし加害者にもなるというような事態になっておりますので、プライバシーや情報の問題というのは、重要な問題なのかなという印象を持ちます。

そのほか御意見、どうぞ。

畝本委員 私だけ発言していないので、簡単に。

大村座長 ぜひお願いいたします。

畝本委員 日本司法支援センター、法テラスと法教育ということで、今思っていることを少しお話させていただきたいと思います。

法テラスは、御承知のように、昨年10月に業務を開始いたしまして、まだ10カ月弱ということですので、今は本来業務というか法律で定められた業務をまず軌道に乗せるということで精いっぱい、法教育について実践的に何かをやるという実績はゼロでございます。

ただ、先ほど笠井委員の方からもお話が出ておりましたけれども、そもそも法テラスの存在意義は、法的な紛争解決をしたいときに、どこに行ったらいいかわからないという人たちにそういうところを御案内するんだよという役割を担うわけですから、法テラス自身が法律とは何かとか、あるいはルールとは何かとか、法的な紛争の解決とは何なのかという非常に基本的なところを教育というか普及するような活動を今後していかなければならないのだらうと思っております。

例えば、先ほど私法の分野だと契約自由、私的自治というお話も出ていましたけれども、どうして約束は守らないといけないのかということ、それは自分が決めたからであり、だから自由なのだけれども、それを破ったときの責任も負うのだという基本のところ、またそれが修正されるいろいろな場面を教えるということが必要ではないかと思っております。あともう一つ、法テラスとしてはそういう基礎的なところとは離れて、具体的にいろいろな、例えば、悪徳商法でこういう問題が起こっている、そういうときにいろいろな情報が法テラスに集まるわけですから、それを集約して一般にフィードバックして紛争の予防的な効果を持つ

ような何らかの活動を行っていくということが必要ではないかと思っています。

今、法テラスの中でまだ法教育がどうあるべきかなどということは全く議論するような状況でもないのですが、私個人としては今後そういう方向に持っていかなければいけないというふうに思っておりますし、皆さん、さまざまところで既にいろいろな実践をされているということを今日伺いましたので、いろいろなお知恵を拝借しながら、本年度中にも少しでもできるところはやっていきたいというふうに考えております。

大村座長 ありがとうございます。

法テラスの認知度はどんどん上がっているかと思えますけれども、法教育の場面でも様々な取組をしていっていただきたいと思えます。

ほかにいかがでございますでしょうか。

ちょっと余計なことを一つ感想として申し上げますけれども、契約の問題はとても大事な問題だと思います。今も契約をした以上守らなければいけないというお話があったかと思えます。しかし、これには考えなければならない点もある。先ほど、学校は校則だからということではなくて、校則の内容の適当さ、適切さが問題になり得るというお話もありました。飯田委員がちょっとおっしゃいましたけれども、お母さんがうちで子供と約束をする。これは約束したことじゃないの、あなた約束したでしょ、と子供にその約束を守るように迫るといことは、私もよくやっています。皆さんもやっているのではないかと思います。けれども、約束したから絶対に守らなければいけないのかというと、親子の約束には確かに約束の契機が一方にあるのですけれども、他方強制の契機もあるわけです。約束せざるを得なかったという状況が子供たちの側にあるわけでした、契約の拘束力を考えるときには、今のようにな、自分がそれを約束したということと、約束せざるを得なかったということ、この二つの軸で考える必要があると思うのです。

ほかのさまざまな事柄についても、例えば所有権なら所有権についても、権利の濫用というのがあるわけです。所有権があるから何でもできるということではない。民事責任についても、免責の問題があります。どこかで対抗原理が働くということも子供たちに分かりやすい形で伝えることができるのではないかと思います。

そういう意味で学校だけではなくて、親も子供たちとの関係で、自分たちが子供たちに課している規範をどう考えるのかということも絡んでくるのかもしれないと思えましたので、そのことを申し上げておきたいと思えます。

教育関係と法律家というのを対比する必要はないのですけれども、主として教育関係の方々からの御発言が多かったように思います。それを伺った上で法律家の方々から、もし何か御意見、感想がございましたら、もう少しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

安藤（信）委員 先ほど児童養護施設の話をしましたけれども、特に学校とは違って、児童養護施設というちょっと特殊な環境ですね。特に職員の方といる子供の関係って、ある意味ゆがんでいるかなというところがあって、強制される、しょうがなく言われたとおりにやっているのだというところが子供たちにはあって、それをそうじゃなくてもいいんだよというのをどう教えていくかというのは、すごく難しいというふうに感じています。それを教えたからといって、環境が変わるわけではありません。そうすると、職員の方の意識を変えていけないといけないというのもあるので、子供と同じように職員の方をどういうふうに、同じような理解をしてもらおうかというのがすごく難しいなというのは肌で感じております。

鈴木委員 それは法律家だから、どうのこうのという話ではないですよ。

安藤（信）委員 それはもちろんそうです。

大村座長 ほかに何か。いかがでしょうか。

鈴木委員 これは事務局へのお願いになるのですが、メンバーがかなり異動してきた関係で、研究会からずっと議事録等が法務省ホームページで公開されていて非常に蓄積があるのですが、私もたまにそれにアクセスするのですが、いつどんな議論をしたかなということアクセスしようとするとなかなか難しい、面倒くさい部分があって、この会ではこんなことをテーマで議論したというようなことのサマリー的なもの、サマリーまでいかないでもいいのですけれども、項目だけでも、あとこんな資料が出ていたというようなことでも各委員のお手元に置いていただくと今後の参考になるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

佐々木参事官 手配をさせていただきます。

大村座長 会議がたくさんありますと、どの会議で何を議論したかが錯綜してしまいますので、そういうものをお作りいただきますと大変有り難いと思います。事務局にとっては御負担になって恐縮ですけれども、可能な範囲で御検討いただければと思います。

そのほかいかがでございましょう。

吉崎委員 家庭教育ということが先ほど来話題になっていて、総論的あるいは抽象的にはかくあるべしというのはあると思うのですけれども、推進協議会としてやるのか、また別の機関がやるのかというのは全然分かりませんが、いずれにせよ、家庭教育をどのように実施していくかというのは、ぱっと考えただけではなかなか具体的に思い浮かばない分野かなと思っております、必要性は分かるんですが、プラクティカルな論点というのはいつか乗り越えなければいけない問題になってきそうな気がしております。その意味で、この段階で、特に教育関係の方々に、この点についてのアイデアをお聞きしておくのも一つ有意義かなと思ひまして、問題提起をさせていただきたいと思ったところでございます。

大村座長 家庭教育のお話が出ましたけれども、何か御意見はございますか。

江口委員 具体的なというのは思い浮かばないんですけれども、部会の中で、例えば中学校の場合は、確かに小学校と違って専門性もあったものですから、教員だけで教材を作ったのですが、小学校や私法に関しては、専門家が逆に言えば加害要因になるかもしれない、ひょっとしたら、一般常識を持った人が部会の中に入ってくるということだってあり得るのではないかと思います。むしろ小学校の先生方もそういうことを欲しているかもしれないという気もします。ただ、これは法務省がやることで私がやることではないので、そういうアイデアぐらいはあるのかなという感じです。

大村座長 今、安藤和津委員がお着きになりました。もう終わりに近いのですけれども、家庭教育が話題になっているところです。自己紹介をいただいた上で御意見をいただければと思いますが、よろしゅうございましょうか。

安藤（和）委員 申し訳ございません。テレビの生放送で11時半までテレビに出ておりました遅くなりました。研究会からちょうど今回で5年目に入りますけれども、またよろしく願いいたします。

今、家庭教育の話題が出ていたというふうに伺いましたけれども、日常的にいろいろなところで見聞きしていつも思うのは、教科書を作って子供たちに法教育を学んでもらうという

ことは大変良いんですけれども、その裏にもう一つ忘れてはいけないのが、家庭の中で親がどういうふうに子供に法教育というものをできるかということだと思います。

例えば、以前にもお話ししたかと思うのですが、学校で教科書にのっかって法というものを学ばせようと思っても、親の価値観というものが大きく反映して、特に幼少期のときには家庭の方にかなり重きが置かれると思います。人の物を盗ってはいけない、いじめはいけないというふうに教えたとしても、家の中で親が分からないように盗ればいいのだとか、いじめたって自分がいじめられるよりはいいのだという教育をしてしまったら何にもならないと思うので、ぜひ私は教科書に親用の小冊子のようなものを作ってください、親にも一緒に学んでもらうということが今の世の中には必要なのではないかとこのように思います。

家庭と学校教育というのは、常に背中合わせで一緒になってやっていかないといけないことだと思いますので、これから教科書を作成するのでしたら、親用のものもぜひ作っていただけたらと思っております。

大村座長 どうもありがとうございました。

家庭教育は本当に難しい問題かと思っておりますけれども、先ほどの委員の人選から始まりまして様々な問題があるかと思っておりますが、今後いろいろな機会に検討していきたいというふうに思います。

そのほかに御発言ございませんでしょうか。

それでは、予定しておりました時刻になりましたので、本日の会合はこの程度にさせていただきますと存じます。

次回の予定についてですけれども、これから夏休みになりますので9月以降ということになるかと思っておりますが、詳細は事務局の方から連絡させていただきたいと存じます。

佐々木参事官 最後にちょっとお時間をいただいて恐縮でございますが、配布いたしました参考資料のうち、「07 法教育シンポジウムIn東京(案)」と題するものがございます。これをちょっと御覧ください。

東京都中学校社会科教育研究会では、平成19年9月28日(金曜日)に法教育に関するシンポジウムを開催するということでございます。これまでも我々の法教育の推進に御協力いただいている中央区立銀座中学校において、公開授業、シンポジウム、ワークショップの3部構成で行われるということでございます。法教育推進協議会委員の安藤和津委員、鈴木委員、土井前座長、それから、以前事務局を担当しておりました丸山元司法法制部付等も御登壇されるということでございます。東京都中学校社会科教育研究会の方も委員の皆様方の御協力があれば大変有り難いということをおっしゃっておりましたので、委員の皆様におかれましては、御出席いただいたり、あるいはお知り合いに周知していただけると大変有り難いと思いますので、最後に御紹介させていただきます。よろしく願いいたします。以上であります。

大村座長 それでは、これで閉会にさせていただきます。どうもありがとうございました。

- 了 -